

四 港湾施設に関する許認可事務

港湾施設の使用料の減免については、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国、西日本電信電話株式会社等が、航行補助施設を港湾施設に設置するとき。
- (2) 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、庁舎、上下水道、通信施設等の公用物又は事業施設を港湾施設に設置するとき。
- (3) 公務に従事する船舶が、係留施設又は船舶廃油処理施設を使用するとき。
- (4) 地方公共団体が、信号その他の交通施設を港湾施設に設置するとき。
- (5) 消火、救難、警備等のために係留施設、荷さばき地、野積場その他の土地を使用するとき。
- (6) 国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、港湾振興のために使用するとき。
- (7) 天災地変等により使用の許可に係る港湾施設を使用することができなくなったとき。
- (8) 堺泉北港と友好港又は姉妹港に関する協定を締結している港を最終の仕出地又は仕向地とする船舶が、荷卸し又は荷積みのために係留施設を使用するとき(堺泉北港に限る。)
- (9) 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、荷捌き施設、漁具倉庫等の共同利用施設を設置する目的で使用するとき。
- (10) 航路誘致、貨物集荷その他の港湾振興に資すると認められるとき。

標準処理期間

20日